

第二次坂井市行政改革大綱



平成24年4月

福井県坂井市

目 次

- I 策定の背景と基本方針
- II 行政改革の実施期間と推進体制
- III 行政改革大綱の体系
- IV 行政改革の基本項目
 - 1 質の高いサービスの提供
 - 2 協働のまちづくり
 - 3 最適な行政運営の推進
 - 4 持続可能な財政運営

資料

第二次坂井市行政改革大綱（案）策定経過
坂井市行政改革推進協議会委員名簿

1 背景

坂井市は、平成19年3月に制定した「坂井市行政改革大綱」に基づく「坂井市100の改革」の実行を通して、健全な財政構造への転換、市民満足度の高いまちづくりを推し進めるため、事務事業の見直し、職員数の適正化、組織のスリム化など、着実な改革の実現に努めてまいりました。ようやく、制度や組織の面では坂井市としての骨格が見え始めたところです。

一方、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、坂井市においても、人口減少社会の到来、長引く景気低迷による税収の伸び悩み、少子高齢化の進行、社会情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化などにより、依然として厳しい行財政運営が続いています。

また、平成22年の**地域主権戦略大綱**（H22.6.22閣議決定）により、地方への権限・財源の移譲が打ち出され、住民の身近な行政は地方自治体が総合的に広く担うという考えが示され、「公共」の守備範囲は拡大してきています。

2 基本方針

坂井市では、厳しい状況を乗り越えるため、事業や施設の整理統合など引き続き「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や市民協働・参画による、地域協働社会の充実で、サービスの質を高め、個々の満足感と結びついた「質的改革」を図ることが重要になっています。

これらを踏まえ、現行の坂井市行政改革大綱の取り組みを継承しながら、新たな行政改革大綱（「第二次坂井市行政改革大綱」）を策定し、計画的に行政改革に取り組むこととします。

「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則のもと次の2つを基本方針とします。

- (1) 上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。
- (2) 経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

地域主権戦略大綱

「地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるようにする改革」と位置づけられ、国と地方が対等な立場で、地域の自主的判断を尊重しながら、効率的、効果的に推進していく方向を示しました。

II 行政改革の実施期間と推進体制

実施期間

平成24年度 ～ 平成28年度

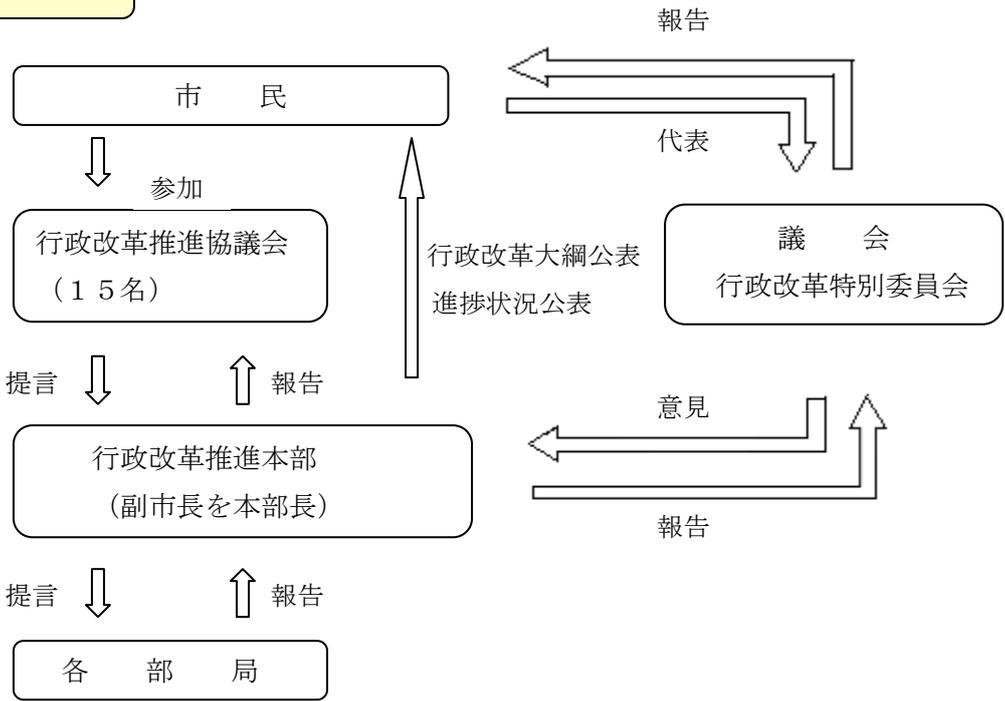
位置づけ

坂井市総合計画
「輝く未来へ・・・みんなで創る希望の都市」

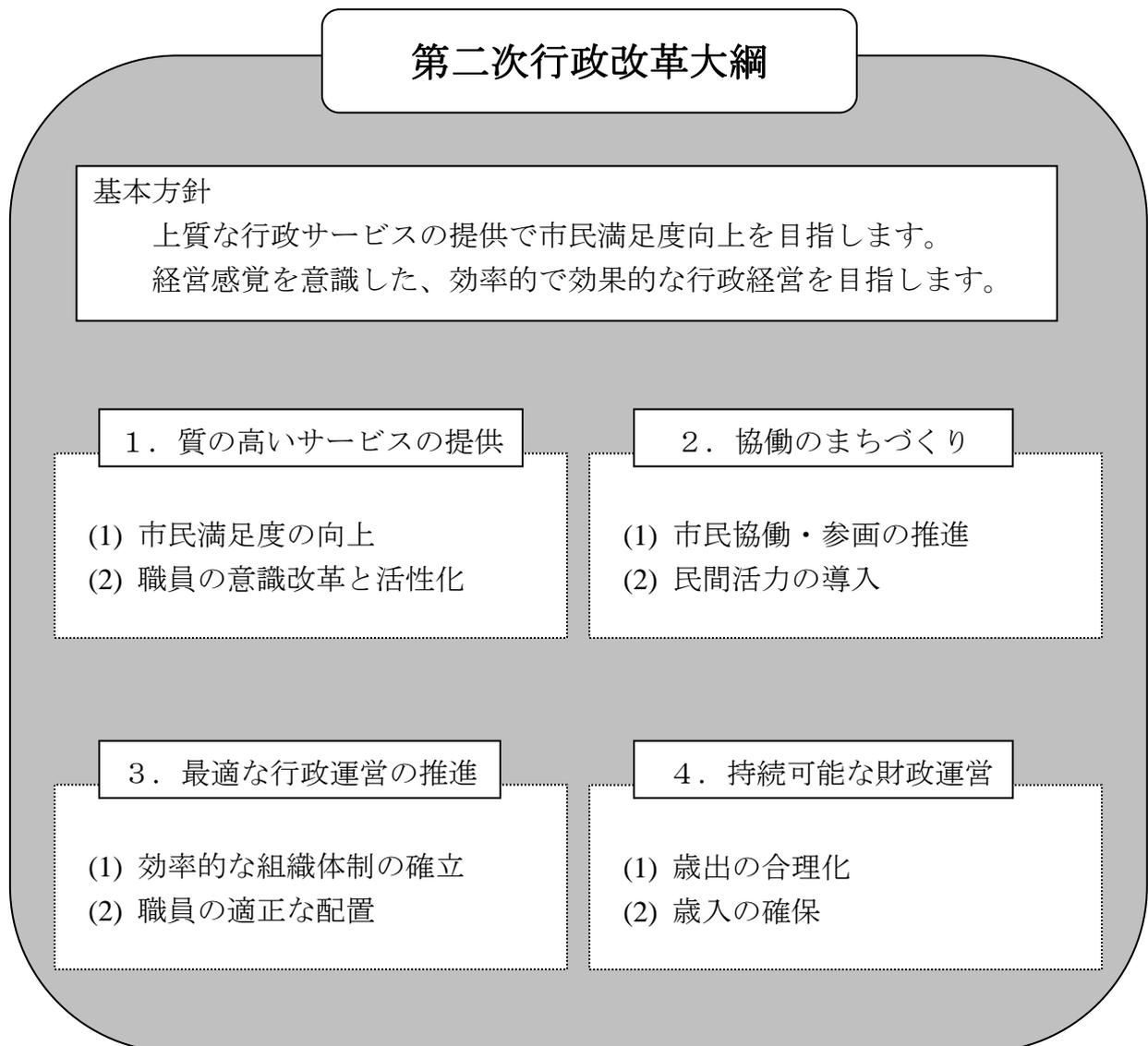
住民とともに育むまちづくり	美しい自然と共生するまちづくり
多様な都市活動を支えるまちづくり	誰もが笑顔で暮らせるまちづくり
地域の活力を創造するまちづくり	生涯を通じて学び・育つまちづくり
安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	地域全体でもてなすまちづくり

8つのまちづくりの実現に向けて、行政改革の方向性を定めたもの。
総合計画と並行して実施します。

推進体制



実施計画として、4つの基本項目と基本項目ごとにそれぞれ2つの重点項目を定めました。



1 質の高いサービスの提供 (1) 市民満足度の向上

① 安全・安心なまちづくり

市民の安全を第一に、災害に対する体制整備を進めます。災害発生を想定した初動体制整備、防災無線や防災資機材、避難場所の整備を進めるとともに、市民や団体等を交えた防災訓練を通じて、実効性ある防災体制を作ります。また、防災マップの配布など各種情報の提供により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

② 事務移譲

地域主権戦略大綱（H22.6.22）による国からの権限委譲、及び県からの事務移譲が見込まれる中、市民の利便性の向上につながるものは、身近なサービスの窓口として、スムーズな移行に努めます。

③ 行政評価制度の確立

PDCA サイクルによる、行政評価制度を予算編成まで体系づけて管理していくことで、市民ニーズを施策に反映させる制度として確立します。

市民ニーズについては、市長との懇談会や市民アンケートを通して的確に把握するとともに、行政評価の基本となる事務事業について、「市民ニーズにサービスが合致しているか（有効性）」「サービスの提供方法やコストに改善の余地はないか（効率性）」などの継続的見直しにより市民の満足度向上を目指します。

PDCA サイクル

Plan(計画)—Do(実施)—Check(評価)—Action(改善行動)のサイクルを行政活動に取り入れることで、継続した業務改善につなげます。

1 質の高いサービスの提供

(2) 職員の意識改革と活性化

① 職員の意識改革

変化する社会情勢の中で、市民主体の積極的な行政体制に転換して行くには、職員一人ひとりの能力向上が不可欠です。人材育成は、能力開発のための研修プログラムを充実するだけでなく、職員一人ひとりの自覚が必要であり、自己成長を支援することが重要な課題となります。このことは、組織における最重要課題の一つとして、全庁的に取り組んでいく必要があります。

行政サービスの質の向上を目指すために、職員の意識・意欲に重点を置き、多様な市民ニーズに応えられるよう職員の意識改革と職場の活性化に取り組みます。

ア 自らも地域で暮らす一員であるという意識を持ちながら、市民の目線に立って物事を考えます。

- ・全ての職員が広く地域の課題を認識してそれに対応出来る職員の育成が必要です。市民活動の場への参加を積極的に推進し、迅速な対応を目指します。

イ コスト意識を徹底し、費用の節減や収入の確保に努めるなど、経営感覚を持って事業を実施します。

- ・行政評価による PDCA サイクルを通して、職員一人ひとりが成果目標を設定するとともに、自らが評価することで課題を認識し、費用対効果を明確にします。
- ・事務事業の課題を認識することにより、仕事のムダをなくし、勤務の効率化を図ります。

ウ 旧態依然の考え方にとらわれることなく、広い視野とチャレンジ精神を持って、事業を実施します。

- ・個性や多様性を認め合いながら常に情報収集し、活力ある職場環境づくりに取り組みます。

② 人事評価

人事評価制度を人材育成につなげるため、平成22年度から試行的に導入した人事評価制度に随時修正を加えながら、全面実施を目指します。

評価者と被評価者の面談によるコミュニケーション ツールとしての役割を重視し、意思疎通を通して、個人の目標の明確化と認識の共有を図ります。

また、適正な評価、処遇を通して、職員の自発的な取り組みを促進します。

2 協働のまちづくり

(1) 市民協働・参画の推進

① 市民協働の基盤

地方分権社会への動きが活発になる中で、急激な社会情勢の変化に対応するには、市民にとって身近な地方自治体を中心となり、市民の負担と選択による総合的な行政サービスを提供できる社会に転換していく必要があります。

まちづくり基本条例の制定により基本的な原則を定め、行政と市民が互いに協力し合い「自分たちのことは自分たちで（自助）」、「自分たちで出来ないことは地域や仲間（共助）」、「自分たちや地域、仲間、あるいは民間の力で解決できないことは公共で（公助）」により、市民協働・参画を推進します。

ア 地方分権を推進するため、市民が担った方が効果的なものは市民に委ね、市民と行政が役割分担しながら、サービスの多様化、高度化に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

イ 地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むためには、多くの市民がまちづくりに対して関心を持つことが重要です。地域住民が市民活動に気軽に参加出来る環境づくりと、まちづくり人材の育成を図ります。

ウ まちづくり協議会を、地域協働の中心と位置づけ、公民館を拠点としたまちづくりを進めます。

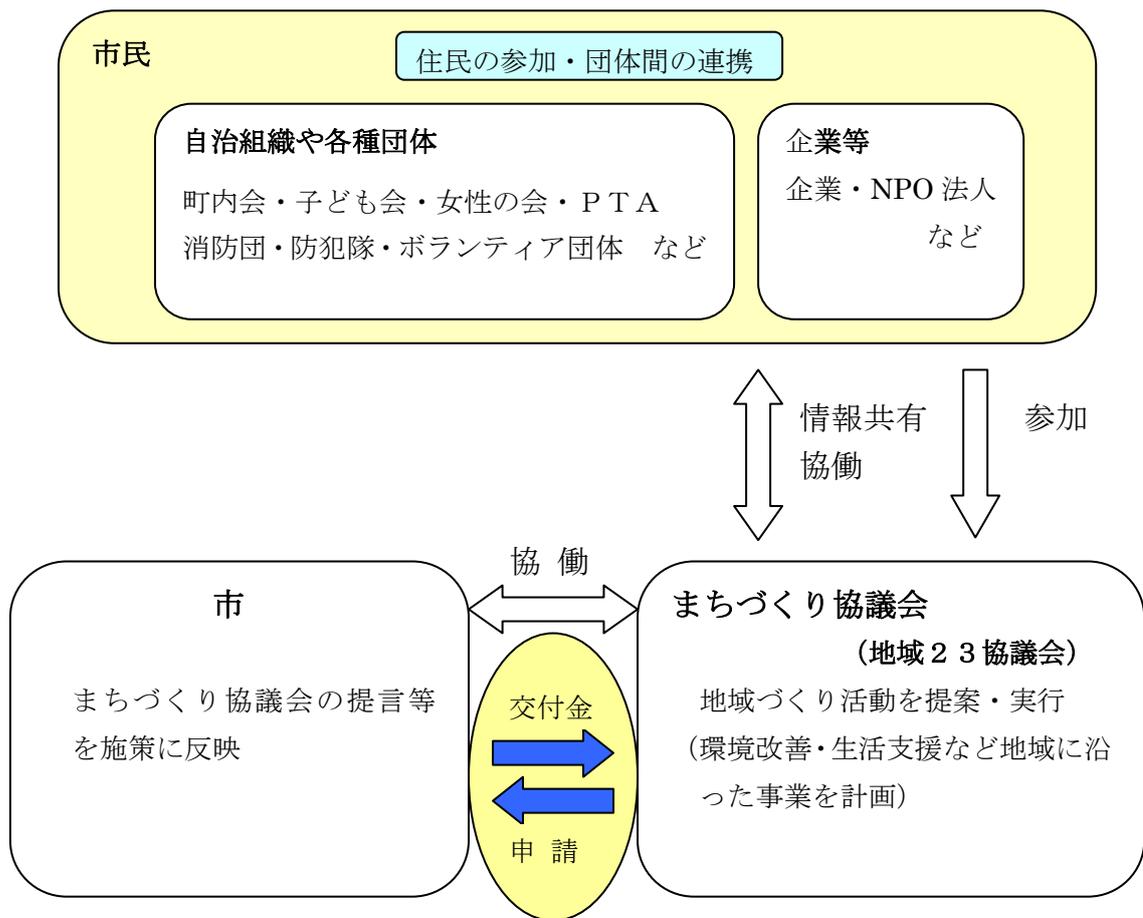
<協働のイメージ>

市民		協働の領域			市
市民が自主的に行う。 (自治会の活動)	市民主体で行政が協力する。 (後援・補助)	行政と市民が連携、協力して行う。 (共催・協力)	市が主体で市民が参加、協力する。 (計画への参画)	行政の責任で行う。 (各種公共事業・許認可等)	

② 地域活動の発展

地域協働社会の充実には、「行政が市民に何をするかではなく、市民が地域のために何が出来るか」が重要です。市民自らが工夫しそれを実行する財源として、まちづくり事業交付金を活用した体制づくりを進めます。

<まちづくり事業交付金>



2 協働のまちづくり (2) 民間活力の導入

① 民間活力の導入

子育てや介護の問題など、公共が担う守備範囲は拡大し、一律のサービスの提供では対応出来なくなっています。民間のノウハウを活用し、よりよいサービスを提供するため、「民間にできることは民間で」を基本に、行政運営の見直しを行います。

[民間活力の導入方法]

ア 業務委託

市が行政責任を果たす上で、必要な監督権限を保留した上で、市が行う事務事業の一部（全部）を民間企業や外部団体に委託します。

イ 指定管理者制度

公の施設の管理について、市の指定を受けた法人や団体が委託を受けて施設の管理を行います。

ウ 民営化

市が行っている事務事業の全部（一部）の実施主体を民間に移行します。

エ 施設移譲

公民館など、地域に根ざした施設等について、その地域や公共的団体が運営した方が、効率的で効果的な場合などに施設を移譲します。

公の施設

市民福祉の増進の目的をもって、市民の利用に供するために地方公共団体が設置した施設。

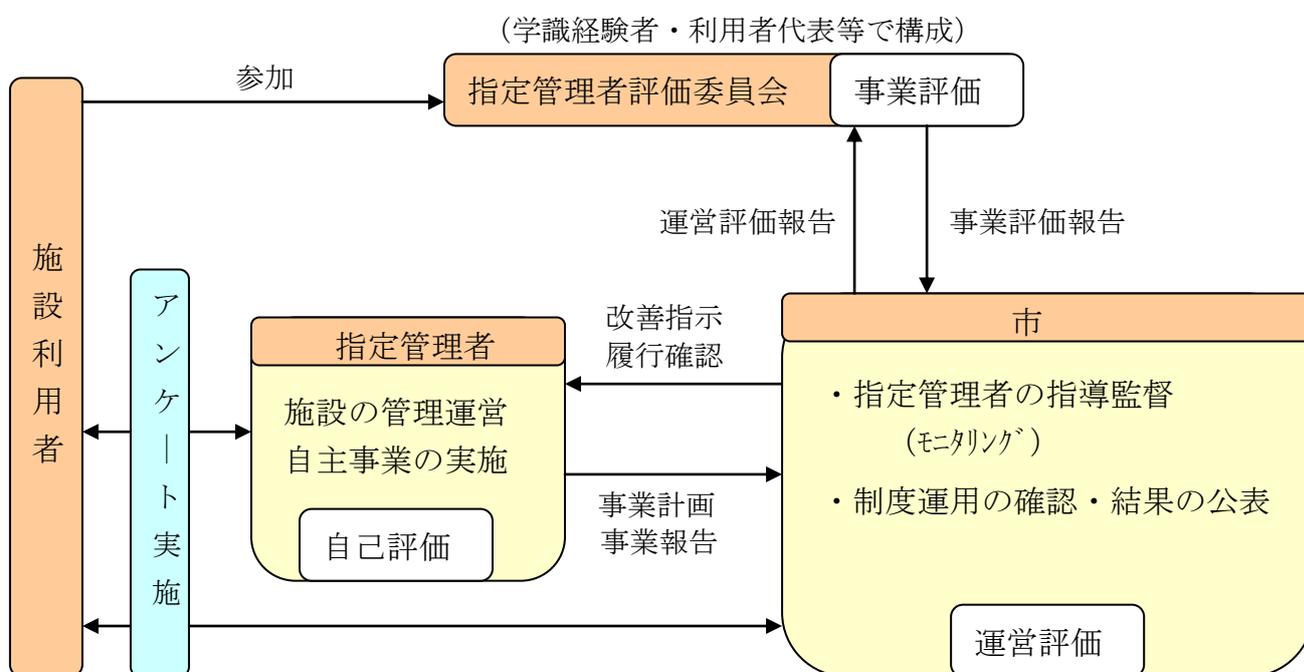
- ・ 体育施設（体育館・プールなど）・教育文化施設（図書館・公民館など）
- ・ 社会福祉施設（児童福祉施設・保育園など）・公営企業（病院・水道など）
- ・ その他（公園・市営住宅など）

② 指定管理者による適正な管理運営

指定管理者制度については、H23年4月現在、57施設に導入しました。第二次行政改革大綱では、導入した施設について、サービスの質やコストの妥当性など利用者の満足度について、モニタリング（調査、確認等）を実施すると共に、継続的な業務改善と民間のノウハウを活かした自主事業などの展開によりサービスの質の向上を図ります。

また、指定管理者の施設運営状況の公表を通して、透明性の確保に努めます。

<指定管理者 モニタリング制度>



3 最適な行政運営の推進 (1) 効率的な組織体制の確立

① 組織の見直し

合併後、組織改革により本庁と総合支所のあり方を見直し、市民の窓口サービスや相談サービス機能など地域に密着するものは、支所で継続し、統一して進める分野は、本庁に機能を集約し、継続的に取り組んで来ました。

社会情勢の変化や厳しい財政状況などから、スクラップ アンド ビルドの徹底により、継続して組織改革に取り組む必要があります。

また、平成28年3月31日で設置期限を迎える地域自治区については、期間中の社会情勢の変化や地域のニーズを把握しながらそのあり方について検討します。

ア 経済情勢の変化による、新たな政策に的確に対応出来る、組織づくりを進めます。

イ 本庁と支所の役割分担を明確にし、市民に分かりやすい効率的な組織づくりを進めます。

ウ 複数の業務を互いに補完し合い、職員の流動化を高められるよう、弾力ある体制づくりを進めます。

スクラップ アンド ビルド

時代に合わなくなった制度や組織を時代の要請に応えられるよう再構築すること。新しい事業・施策を展開するに当たっては、その前提として既存の事業・施策の廃止、見直しを行い行政の肥大化を防ごうとする方式。

② 公共施設の見直し

坂井市は、合併により類似施設を複数所有することになりました。その多くは老朽化が進んでおり、毎年増加する維持管理経費は大きな財政負担の要因となっています。

平成23年度作成の「公共施設マネジメント白書」では、耐震化や大規模改修など充実させる施設と、統廃合などにより縮小させる施設を明確にします。また、優先順位を付けながら、施設の見直しを計画的に実施します。

[マネジメント白書による方向性]

ア 統廃合

設置目的や同じ機能を持つ施設について、立地状況や利用率等を勘案し、統廃合を進めます。また、幼保一元化など市民ニーズに対応出来るよう、効率的な統廃合を進めます。

イ 複合化・多機能化

設置目的が異なる施設でも、利用可能な空きスペースの活用により、施設の複合化・多機能化を進めます。

ウ 廃止・転用

設置目的が達成された施設、設置意義が薄れた施設、民間施設と競合する施設について、利用率等を勘案し、廃止又は転用を進めます。

エ 民営化

民間のノウハウを活かせるものについては、施設貸与や管理運営委託などにより民営化を進めます。

オ 移譲

地域、団体など実質利用者が限定される施設となっているものについて、利用実態などを勘案し、施設移譲を進めます。

3 最適な行政運営の推進 (2) 職員の適正な配置

① 職員の適正な配置

坂井市は、これまで、行政組織の再編や指定管理者制度の導入などにより、組織改革に努めてきました。今後は、市民サービスと事務量、職員数のバランスを取りながら適正な人員配置に努めます。

ア 組織や事務事業の継続的な見直しにより業務量に応じた適正な職員数の配置に努めます。

イ 人事評価制度の導入により、個人の適性を活かした、適材適所の配置に努めます。

② 定員の適正化

第一次定員適正化計画では、合併を踏まえ、平成18年度827人から平成27年度までに類似団体の平均600人まで適正化する計画とし、現在までに96人の削減を行いました。

今後は、大きな組織の再編がほぼ終了したことや、多様化するニーズに対応するため一定の職員の確保が必要なことから、第二次定員適正化計画では、幼保部門の民営化を中心に、平成28年度の適正数を670人とし、今後5年間で61人の削減に取り組みます。

(各年4月1日現在：人)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
一 般 会 計	退 職	31	18	34	31	52	
	採 用		17	14	25	23	26
	職員数	731	717	713	704	696	670

4 持続可能な財政運営 (1) 歳出の合理化

依然厳しい財政状況が続く中で、多様化する行政課題に的確に対応し、健全な財政運営を行うために、歳出の削減・合理化が不可欠となります。

安定的な財政運営を継続するためには、引き続き財政の健全化に努めることが重要です。そのため、財政健全化計画を毎年度検証し、実効性のある計画とします。

[歳出合理化の方策]

ア 公共施設の統廃合を含めた整理を行うとともに、補助金については、交付が長期化、固定化することを避けるため、3年を目途に見直します。

イ 民営化の推進や職員適正化計画を確実に実施し、職員数の適正化による人件費削減に努めるとともに、経済情勢や県の動向を踏まえ、適正な給与水準を維持します。

ウ 投資的経費については、事業を取捨選択し、計画的に実施します。

エ 特別会計については、自立性を高め、一般会計からの繰入れ金の削減を図ります。

オ 公営企業会計については、独立採算制の原則が適用されることにより、合理的・能率的な経営に努めます。

投資的経費

歳出の性質別分類のうち、道路、橋梁、公園、学校の建設等社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

特別会計

特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

(国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計)

公営企業会計

企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計の方式によって経営しています。

(病院会計・水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計)

4 持続可能な財政運営

(2) 歳入の確保

継続して市民ニーズに応えるには、安定した収入の確保が必要です。市税の減少や交付税の合併に関する財政支援制度が終了する中で、税収を確保するために、新規事業の育成や産業の活性化を図り、定住人口の増加を目指します。

[歳入確保の方策]

ア 受益者負担の適正化の観点から、受益と負担の基本方針を明確にして、受益を受ける者に対し、サービスの質・量、トータルコストを考慮し、適正な受益者負担を求めます。

イ 市税については、「税負担の公平性の確保」の観点から、滞納となっている市税を徴収するため、積極的に自力執行権（滞納処分）の行使をすることによって、市税徴収率の向上を図ります。

市税以外の歳入については、それぞれの債権種別に応じた徴収対策を強化することによって、収納率の向上を図ります。また、コンビニ収納やクレジット収納など、新たな納付方法を拡大することによって、市民の納付機会の拡充に努めます。

ウ 未活用となっている市遊休地については、貸与、売却処分等を推進し、財産収入の確保に努めます。

エ 広告収入などの確保と、新たな収入の検討を行います。

オ 市民自ら市政運営に参加するという観点から、坂井市寄附市民参画制度の普及を図ります。

カ 新規事業への補助制度の充実により、産業の活性化による自主財源の確保を目指します。

坂井市寄附市民参画制度

市民自らが望む政策メニューに対して、寄附を通じて、市政に参加する仕組みです。

[持続可能な財政運営のための目標値]

第二次行政改革大綱では、将来に亘り「持続可能な財政運営」ができることを前提に、「基金残高」「起債残高」「経常収支比率」「実質公債費比率」という4つの財政指標の目標値を設定します。

主な指標	H17年度 決算の数値	H22 決算数値	H23 目標値	H28 目標値
<u>財政調整基金</u> の 年度末残高	17億6千万円	16億5千万円	※1 標準財政規模の5%（10億円）以上	標準財政規模の10%（22億円）以上
起債残高 （一般会計）	295億円	316億円	295億円以下	※4 -----
<u>経常収支比率</u>	90.9%	86.4%	85～90%	85～90%
<u>実質公債費比率</u>	※2 8.9%	14.4%	※3 18%以下	15%以下

※ 1 標準的状況で通常収入されるであろう一般財源の規模

H22 標準財政規模 22,091,708 千円

※ 2 平成17年度の数値は、起債制限比率（平成19年度から実質公債費比率を使用）

※ 3 地方債の発行に国の許可が必要となる基準である18%を設定

※ 4 平成24年度 坂井市総合計画後期基本計画に基づいた、中長期財政計画の作成により適正な起債残高管理を行います。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。

経常収支比率

一般財源（市税・交付税など）が経常経費（人件費・公債費・扶助費など）にどの程度費やされているかを示す割合です。財政構造の弾力性を判断する指標として、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

実質公債費比率

公営企業や特別会計も含めた、実質的な公債費を表すもので、3年間の平均です。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標として用いられます。

起債制限比率は一般会計のみの数値

第二次坂井市行政改革推進大綱（案）策定経過

[坂井市行政改革推進協議会]

	協 議 内 容	開 催 日
第 1 回	委嘱式 行政改革の取り組み状況 坂井市の現状	平成 22 年 9 月 30 日
第 2 回	行政改革の方向性 100 の改革取り組み状況	平成 22 年 12 月 20 日
公共施設 勉強会	公共施設のあり方について 勉強会、意見交換会	平成 23 年 2 月 22 日 23 日
第 3 回	坂井市の現状 第二次行政改革大綱基本項目 （案）について	平成 23 年 5 月 25 日
第 4 回	最適な行政運営の推進 協働のまちづくり	平成 23 年 7 月 6 日
第 5 回	質の高いサービスの提供 持続可能な財政運営	平成 23 年 8 月 4 日
第 6 回	第二次行政改革大綱（案）検討 行政改革の取り組み状況 H22 年度決算の状況	平成 23 年 9 月 22 日
第 7 回	第二次行政改革大綱（案）検討 職員適正化計画 公共施設のあり方	平成 23 年 10 月 31 日
第 8 回	第二次行政改革大綱（案）検討 財政指標目標値 最終確認、答申	平成 23 年 11 月 28 日
第 9 回	第二次坂井市行政改革大綱 パブリックコメント結果 実施計画について	平成 24 年 3 月 27 日

坂井市行政改革推進協議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	廣瀬 弘毅	福井県立大学 経済学部准教授
委 員	田崎 健治	さかいケーブルテレビ(株) 代表取締役社長
委 員	八十島 一司	三国地域協議会 推薦
委 員	宮越 幸夫	丸岡地域協議会 推薦
委 員	高倉 茂樹	春江地域協議会 推薦
委 員	多田 文和	坂井地域協議会 推薦
委 員	野田 美智子	さかい男女共同参画ネットワーク 推薦
委 員	白崎 正之	J A花咲ふくい 常務取締役
委 員	後藤 寿和	坂井市商工会 推薦
委 員	瀬野 友伸	丸岡青年会議所 推薦
委 員	北山 佳代	坂井市観光連盟 推薦
委 員	長谷川 和美	坂井市PTA連合会 推薦
委 員	定池 りゆ子	公募 (~H23.8.9)
委 員	石田 善行	公募
委 員	内田 正義	坂井市社会福祉協議会 推薦 (H23.4.1~)
委 員	黒川 律子	坂井市社会福祉協議会 推薦 (~H23.3.31)

委員任期 (H22.9.30~H24.3.31)